

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回 答
				章	項	目	節	細目		
1	要求水準書	関係法令等	4	1	1	10			「その他関連する法令等」とは、具体的に想定しているものがございますか。	例えば、SPCの設立・運営に関する会社法など、技術面以外での関係法令があります。
2	要求水準書	本事業の基本方針	5	1	2				必要浄水量の確保に関して、要求水準書(案)に関する質問回答書No.7において、「11号池を除く残りのろ過池で賄うことが出来れば撤去は可能と考えますが、今後、本市の浄水場運営担当部署と十分調整し、入札公告時又はその質問回答時に公表します」とありますが、本件は計画を進める上で重要な条件でありますので、1月22日の回答公表時に公表していただけないでしょうか。	山の田及び大野浄水場からの配水の一部は、他浄水場整備時や渇水時の融通(南北融通)、他配水系統のバックアップとしても機能しており、現施設状況において11号ろ過池を停止することは、上記機能の一部停止の可能性もあることから、安定給水に対するリスクが大きすぎるとして困難と判断しました。
3	要求水準書	その他関連図書	5	1	1	10	(3)		その他関連図書の扱いは、あくまでも参考であり、遵守すべき仕様ではないとの理解でよろしいでしょうか。	その他関連図書に記載の図書を踏まえて計画及び施工等をおこなって下さい。
4	要求水準書	原水水質	7	1	3	1	(2)	注2)	「この2倍(200度)までの濁度に対応出来る…」とありますが、相浦取水場に対して200度に対応するとの理解でよろしいでしょうか。	浄水施設として200度までの濁度にも対応できるようにしてください。
5	要求水準書	標準的な原水水質	7	1	3	1	(2)	表1-5	事業者側では、要求水準として与えられた「原水水質と処理水質」から浄水処理フローを決定します。原水水質として記載のない(分からない)項目について、処理水質の要求水準値が存在しても、その要求水準を満足する浄水処理を検討することは物理的に不可能です。 ① 別紙2の要求水準処理水質が示されている項目については、原水水質を示していただけないでしょうか。 ② 表1-5に記載のない原水水質項目については、特段の浄水処理を行わなくても、別紙2の要求水準処理水質を満足できると理解してよろしいでしょうか。 ③ ②について維持管理運営期間中に、別の浄水処理が必要であることが判明した場合、その費用については貴市負担と考えますがよろしいでしょうか。	①表1-5「標準的な原水水質」は、閲覧資料に記載の通り、予測項目を限定しています。その他の原水水質項目については、別紙6「過去5年間の水質データ」を参照して検討をお願いします。 ②その他の原水水質項目に関する浄水処理の必要性は、①の検討を踏まえて提案者にて判断して下さい。 ③上記回答より、費用についても提案者の負担となります。 また、水量及び水質の異常に対する措置費用の負担については、維持管理及び運営業務委託契約書(案)第29条をご参照下さい。
6	要求水準書	原水水質	7	1	3	1	(2)	注2)	相浦取水場濁度200度まで対応とあるが、混合後の原水濁度が200度まで上昇することを想定しているのでしょうか。また、想定していない場合、原水水質の最大値65度は相浦取水場濁度200度を加味したものでしょうか。	「大野浄水場に導水している3系統の原水を混合」(要求水準書p11)する原水調整池内での原水濁度200度を想定しています。
7	要求水準書	原水水質	7	1	3	1	(2)	表1-5	「表1-5に示す標準的な原水水質の範囲で、…要求処理水質を常に達成しうる施設とすること。」とありますが、要求水準書(案)に関する質問回答書No.13や維持管理及び運営業務委託契約書(案)第29条とあわせて考えると、以下の解釈でよろしいでしょうか。 原水水質が表1-5の最大値を超えた場合でも、その対応について貴市と協議を行い、損害を最小限にとどめるために貴市と協同して必要な措置を講ずるものとする。その措置を講じたために生じた費用は基本的に貴市の負担とする。	費用負担については、その時点の原水水質等を考慮して、双方協議により決定します。
8	要求水準書	要求処理水質	8	1	3	2	(3)		要求処理水質を決定される前に、実証実験等により、十分な分析・評価をされたと認識しています。提案に際し、技術的な根拠に利用させていただき、現実性を踏まえた提案をしたいと考えています。付きましては、全ての実証実験のデータの開示をお願いいたします。	実験の詳細データの著作権は実験を実施した業者が保有しているため、開示はできません。実施方針に関する質問回答書(修正版)No.8の回答をご参照ください。
9	要求水準書	要求処理水質	8	1	3	2	(3)		要求処理水質について、提案する浄水処理プロセスの原水水質への適合性については、類似事例における運転データにより検証を行うこととなっておりますが、実際に実験を行った会社は、実際の浄水場での実験データがあり公平性に欠けると思います。つきましては、実験データの公表をお願い致します。	No.8の回答をご参照ください。
10	要求水準書	要求処理水質	8	1	3	2	(3)		「また、残留塩素濃度については、目標値を本市が指示し、…」とありますが、要求水準書(案)に関する質問回答書No.14において現在の配水池における残留塩素濃度を記載いただけていますが、これを目標値と考えてよろしいでしょうか。もし異なる場合には目標値の最大をご提示願います。(施設計画を行うために必要です。)	現時点の目標値は、現在の配水池における残留塩素濃度を参考にして下さい。なお、現状と浄水処理方法が変わるため、残留塩素の消費量も変化すると考えられます。このため、運営開始から一定期間経過後、管末の残塩濃度を参考に再度目標値を設定させていただく可能性があります。
11	要求水準書	要求処理水質	8	1	3	2	(3)		提案する浄水処理プロセスの原水水質への適合性については、類似事例における運転データにより検証を行うこととなっています。この場合、指名委員会も開かず、公募も行わず、検討委員会独自の判断で行なわれた実証実験を公の入札の評価対象とすることは公平性を著しく欠くこととなります。よって、公正性、公平性を保つためには次の3つの方法が考えられますが、水道局のお考えをお教えます。 ① 先に行われた実証実験や前委員会の提言は全て無かったものとし、検証データとして認めない。 ② 実証実験の要請を受けた33社以外の企業については、半年～1年の期間を設け実証実験の機会を与える。 ③ 実証実験のデータ全てを公開し、入札参加者全員が活用できるようにする。	実施方針に関する質問回答書(修正版)No.8の回答をご参照ください。
12	要求水準書	要求処理水質	8	1	3	2	(3)		現在市場に流通している残留塩素濃度計のうち、保証測定精度が±0.05mg/ℓ以下の製品は、存在しないと考えています。よって、0.1mg/ℓ単位の精度保持が、計器上の限界であると考えており、DPD手分析での測定値を、要求水準で決められた0.2mg/ℓの幅に抑えることは非常に困難といえます。また、配水過程を考慮すると、消毒で安全性を確保すること(下限値を下回らないこと)が最優先であると考えます。それらをふまえて、残留塩素の目標値を緩和、又は、上限値を撤廃していただけないでしょうか？ 仮に「目標値±0.1mg/ℓ」とされる場合は、『残塩の目標値に対して、計器上の精度の限界に近い値で注入制御するため、常時でも想定される多少の原水水質の変動によって、下限値を下回することはやむをえない。あくまで目標の値とする』という旨の文言を明示していただけないでしょうか？	要求水準書に記載の「残留塩素濃度については、目標値を本市が指示し、要求水準値は「目標値±0.1mg/L」とする。」を「残留塩素濃度の要求水準値については、本市が指示する目標範囲内とする。提案時の目標範囲は、現在の配水池における残留塩素濃度、山の田0.8～1.0mg/L、大野浄水場0.9～1.1mg/Lを参考とする。」に変更します。なお、No.10の回答もご参照下さい。
13	要求水準書	計画浄水量	8	1	3	2			「計画浄水量は、建設期間中においても確保するものとする。なお、必要水量を確保するために、仮設浄水処理施設等を設置することは可能とする」とは、撤去対象の既設緩速ろ過池の浄水量分を仮設浄水処理施設等により確保することができればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回答
				章	項	目	節	細目		
14	要求水準書	計画浄水量	8	1	3	2			施設能力の決定に使用する計画浄水量は、提案する施設回収率がいかなる場合でも、計画浄水量の項に記載されている、50,600m3/日(55,300m3/日)と考えていますがよろしいでしょうか。ちなみに回収率は以下のように解釈しています。 ※施設回収率:提案する施設の水回収率=95%以上(要求水準に記載の回収率) 全体回収率:提案する施設回収率に作業用水などを見込んだ回収率=95%(固定)	前段についてはご理解のとおりです。後段の全体回収率は、施設回収率と同じく「95%以上」とします。なお、No.42の回答もご参照ください。
15	要求水準書	事業期間終了後の性能保証	9	1	3	4	(3)		「事業期間終了後1年以内に膜ろ過装置が本書に示された性能を下回った場合(本市の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。」とありますが、事業期間終了後の1年間の定期修繕は貴局にて行っていた上で、性能を下回った場合と考えてよいですか。また、貴局にて行っていた定期修繕に起因する要因で性能を下回った場合には、性能保証の範囲外と考えますがよいですか。	基本的にはご理解のとおりですが、左記記述の「定期修繕」は「保守点検」と読み替えて下さい。要求水準書2.3.16も参照下さい。
16	要求水準書	対象施設の概要	11	2	1	1	表2-1		機械脱水設備を導入検討するにあたり、市側で脱水試験を実施されていると思いますが、そのデータについて開示をお願いします。	本市では脱水試験を行っていません。
17	要求水準書	新設対象施設	11	2	1	1	表2-1		「場内の膜ろ過水量……容易に対応できるシステムを導入すること。」とありますが、「市内各所の送水施設の全ての情報を取り込むことができ」とは建設完了時に取り込むのではなく、将来的に取り込むことができればよいとの解釈でよろしいですか？	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	場内配管	12	2	1	1	表2-1		「不要となるものは全て撤去し…」とありますが、別紙4-1に示す新設対象施設の建設に関係のない不使用管は撤去対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書	撤去対象施設	12	2	1	1	表2-1		要求水準書(案)に関する質問回答書No.27において、仮設設備を設置することなく撤去可能な構造物の回答に「砂倉庫」と記載されていますが、昭和期緩速ろ過池脇に有る「第3洗砂場」はこれに該当するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書	撤去対象施設	12	2	1	1	表2-1		「新設対象施設の建設に伴い支障となる管路について、不要となるものは全て撤去し、」に関して、要求水準書(案)に関する質問回答書No.30において、撤去範囲の回答に「事業者が新設浄水場を建設する敷地範囲内全ての不要管は撤去」と記載されています。これらの解釈として、「新設対象施設の掘削影響範囲内(すなわち、建設に伴い支障となる管路)の不要管は撤去」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書	撤去対象施設	12	2	1	1	表2-1		既設場内配管の撤去範囲は、要求水準書(案)に関する質問回答書No.30にあるとおり、新設対象施設建設範囲(別紙1-1に示す範囲のうち、事業者が必要とする部分)と考えますがよろしいでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
22	実施方針(変更版)	撤去対象施設	3	1	2	4			実施方針(変更版)に関する質問回答書No.41において、「調整弁室の移設もしくは撤去を市側で行うのか」の回答に「No.3の回答をご参照ください」と記載されています。No.3の質問回答では、撤去の場合事業者負担と理解しますが、移設となる可能性は残っているのでしょうか。また、移設となった場合は、事業者対応、負担外と理解しますがよろしいでしょうか。	移設の可能性はあります。移設の場合は、費用負担を含めて市が実施します。
23	要求水準書	導水施設	11	2	1	1	表2-1		大野浄水場から山の田浄水場への導水管のうち、柚木系導水管について、水理面で問題がなければ山の田貯水池近傍のφ350×2条から分岐し導水管を整備する考えでも宜しいでしょうか。	水理面、水運用面で問題なければ、差し支えありませんが、その場合、導水管の責任分界点を大野浄水場敷地内からとします。
24	要求水準書	緩速ろ過施設	12	2	1	1	表2-1		「1-5号池(明治期系列)は、保存する。」とあり、実施方針に関する質問回答書No.30・31では本事業対象外で貴市有効活用をはかる予定とありますが、その貴市計画により我々が現時点で予見できない清掃・警備等は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	基本設計	12	2	1	2	(1)	表2-2	「…雨水・汚水排水経路の確認等必要な事前調査を含む。」とあります。要求水準書(案)に関する質問回答No.36では「雨水排水については、事業者で現地調査をお願いします。」となっています。既設雨水排水経路の能力の可否の判断については事業者単独では出来ませんので、接続する目安となる既設の雨水排水経路についてはご提示いただけませんかでしょうか。	閲覧資料にて提示するよう検討します。
26	要求水準書	設計業務	12	2	1	2	(1)	表2-2	要求水準書(案)に関する質問回答書No.36において、「雨水排水については現地調査、汚水については公共下水道台帳を閲覧」とありますが、掘削による排水経路の現地調査は困難であり、又、場内汚水排水経路については公共下水道台帳での調査では確認できないと思われますので、経路図の開示をお願い致します。	No.25の回答をご参照ください。
27	要求水準書	設計業務	12	2	1	2	(1)	表2-2	表2-2の新設対象施設の設計の中に設計照査業務は含まれておりませんが、設計照査業務の実施要否は事業者の判断によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書	新設対象施設の維持管理・運営	13	2	1	2	(1)	表2-2	清掃に関して、「既存の事務所の清掃を除く、場内全てを対象とする。」と記されておりますが、管理・膜ろ過棟への貴市施設関係職員分スペースも、セキュリティ等関係から、現在使用中の事務所と同様に除外対象に含まれるという理解で宜しいでしょうか。従って、この位置づけは表2-3に示された貴市が行なう維持管理・運営業務に含まれると理解してよろしいでしょうか。	事務所の清掃は事業者の範囲とします。
29	要求水準書	本市が行う対象業務範囲	14	2	1	2	(2)	表2-3	表2-3 既存施設の維持管理・運営の業務は貴市により維持管理されるものと記述がありますが、既存施設には建屋ならびにその周囲の外構敷地等も含まれると解釈してよろしいでしょうか。その具体的な範囲をご教示ください。	基本的にはご理解のとおりですが、表2-3に記載の既存施設の清掃及び植栽管理並びに警備については、別紙1-2に示す範囲外の既存施設と別紙1-2に示す範囲内の配水池構造物及び建屋内のみを本市が実施します。別紙1-2に示す範囲内のうち、配水池と建屋の周囲の外構敷地については、事業者が実施してください。要求水準書の関連部分を修正します。
30	要求水準書	設計業務	15	2	2	2	(1)		「施設構成は管理・膜ろ過棟を中心とし…全屋内収納方式(灯油・LPGタンクを除く。)とする。」とありますが、重油の場合も全屋内収納方式から除くものと考えて良いですか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回答
				章	項	目	節	細目		
31	要求水準書	原水調整池	15	2	2	2	(2)		原水調整池は水質及び水量の安定化を図る事が目的であるため、常時において、原水調整池に薬品は注入しないものと考えますがよろしいでしょうか？	事業者の提案事項とします。
32	要求水準書	装置まわり配管の材質	16	2	2	2	(3)	1)	「装置まわり配管の材質はSUSを原則とする」とありますが、膜ろ過装置内の配管についてはメーカー標準(メイン配管はSUSであるが、一部配管で別材質を含む)となりますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	ユニバーサルデザイン	16	2	2	2	(3)	1)	「可能な限りコンパクトとする」という貴市の設計の基本的考え方に則り、ユニバーサルデザインを適用するのは、見学コースのみでよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	薬品注入設備	16	2	2	2	(3)	2)	次亜塩素酸ナトリウムの注入に関して、それぞれの系統ごとに独立したシステムとすることとありますが、系統とはどれをさしますか？要求水準書(案)に関する質問回答No.14の塩素要求量の目標値の回答から推察するところ、後次亜を設置する場合の系統とは、大野系と山の田系の2系統であるという理解でよろしいですか？	要求水準書別紙7に示す、大野、山の田の各配水系統を指します。
35	要求水準書	管理・膜ろ過棟	17	2	2	2	(3)	3)	膜ろ過棟の上下足のはきかえの考え方は、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書	管理・膜ろ過棟	17	2	2	2	(3)	3)	市様事務室について完成後の維持管理は市殿により実施するものと考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。ただし、清掃業務につきましては事業者の範囲とします。
37	要求水準書	管理・ろ過膜棟	17	2	2	2	(3)	3)	貴市用の事務所スペースに関して、要求水準書(案)に関する質問回答書No.57によれば、基本的に事業者提案とあり、貴市と事業者のスペース(事務所及び付随施設)は区画又は階で分けるとようにあります。従って、その内トイレの設置は、見学者・来客者の動線から施設の共用も考慮した、事業者提案も可と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	管理・ろ過膜棟	17	2	2	2	(3)	3)	「歩廊については可能な限りグレーチングとすること」とありますが、形状対応等が困難な場合など、グレーチングが適さない場合は、同等性能を有する別の材料を用いることを提案することも可能と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書	管理・ろ過膜棟	17	2	2	2	(3)	3)	研修室における会議レイアウト等については事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書	浄水池	17	2	2	2	(4)		浄水池の容量は「場内で計画浄水量の12時間分を確保できる有効容量とする」とありますが、計画浄水量は50,600m3/日でよろしいでしょうか？	No.41の回答をご参照ください。
41	要求水準書	浄水池	17	2	2	2	(4)		「場内で計画浄水量の12時間分の貯水容量を確保できる有効容量とする。」につきまして、要求水準書(案)に関する質問回答書No.61において、「ここでいう計画浄水量は予備力を含めた最大量を示しており、それに回収率を乗じたものに対して容量を持たせております。」とあります。①貯水容量の計算においては、予備力を含めた最大量は55,300m3、回収率は95%と理解してよろしいでしょうか。②上記①の条件で要求される浄水池容量を計算しますと3,600m3となりますが、市から要求される浄水池容量がこの値を超えることはないかと理解してよろしいでしょうか。	①、②ともにご理解のとおりです。No.42の回答もご参照ください。
42	要求水準書	浄水池	17	2	2	2	(4)		浄水池容量の算定について、要求水準書(案)に関する質問回答のNo.61によりますと、回収率が高くなればなるほど、浄水池容量が大きくなります。それでは“回収率を高めること”および“水資源(環境配慮)”と“コスト”がトレードオフとなります。それを踏まえ以下の点についてご教示願います。 ・浄水池容量は以下の通りと考えますがよろしいですか？ 浄水池容量＝((55,300m3/日×0.95)×12/24)－22700m3＝3,567.5m3/日 ここで、回収率は全体回収率として要求水準書記載の最低値である95%に固定する。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	浄水池	17	2	2	2	(4)		本浄水場の計画給水量をご教示願います。	計画配水量は、計画浄水量×回収率となります。
44	要求水準書	排水処理施設	17	2	2	2	(5)		池内越流水及び池内清掃時等の水抜き及び排水は、既設緩速ろ過池もしくは浄水池の排水で現在使用されている桝もしくは側溝に流して良いでしょうか。	既存の桝又は側溝の能力に支障がなく、また排水の水質が基準を満足すれば、ご理解のとおりです。既設施設を利用する場合は、法を遵守していただくほか、利用施設の維持管理も事業者として下さい。
45	要求水準書	場内配管	18	2	2	2	(6)		「場内配管はできる限り露出配管若しくは配管ビットの設置により行うこと。」とありますが、建設スペース等を考慮し、露出配管若しくは配管ビットによる設置が困難な場合には、埋設配管等で良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	場内配管	18	2	2	2	(6)		「耐震管又は耐震性を有する構造とする。」とありますが、耐震工法指針2009年度版P35で示されるところの、岩盤・洪積層の条件であれば、K形継ぎ手において地盤に追従できる耐震管と見なして良いとの理解でよろしいでしょうか。	地域特性・地形・地質・土質データなどの客観的資料により、ダクタイル鋳鉄管(K形継手等)がレベル2地震動に対して備えるべき耐震性能を確保できると判断できるのであれば、耐震管であると考えます。
47	要求水準書	場内配管	18	2	2	2	(6)		「伸縮可撓管等を設置…」とありますが、想定されている沈下量をご教示願います。また、伸縮可撓管等の「等」と表現されていますが、沈下への対応を伸縮可撓管以外の方法で対応する考えも含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	前段について、沈下量は事業者の提案事項とします。後段について、沈下量の吸収だけでなく、内外圧、耐久性及び水密性に対する安全性を検討のうえ、これらを満足できるのであれば他の方法でも構いません。なお、離脱防止機能を備えることを原則とします。
48	要求水準書	場内配管	18	2	2	2	(6)		「伸縮可撓管等を設置すること」とありますが、一般的に構造物と配管の変位量(沈下量)は算定が難しく、多くの場合において、事業者の指示に準じています。仮に岩盤層に構造物および配管を支持できる場合、その際の想定沈下量をご教示願います。	No.47の回答をご参照ください。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回 答
				章	項	目	節	細目		
49	要求水準書	送水施設	17	2	2	2	(7)		「各配水池への送水管に電磁流量計を、また配水池には水位計を設置し、配水池の水位を監視しながら配水池の水位に応じた補水ができる構造とすること。」につきまして、要求水準書(案)に関する質問回答書No.68において、流量計と水位計の必要数量は提案事項とあります。配水池の水位に応じた補水が可能であれば、必ずしも各配水池毎に電磁流量計は設置する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、各配水池への送水管に電磁流量計を設置してください。
50	要求水準書	送水施設	18	2	2	2	(7)		「各配水池への送水管に電磁流量計を、また配水池には水位計を設置し、…」とありますが、この配水池とは新設浄水池から送水する配水池のうち水位計の設置が必要な配水池との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答書No.66の回答のとおり、現在設置されている水位計は電気信号を送っていませんので、配水池にはすべて水位計を新設してください。
51	要求水準書	場内整備	19	2	2	2	(10)		「敷地内の適切な位置に・・・駐車場を設けること」とありますが、適切な位置とは、事業場所以外の敷地内に設けてもよいでしょうか?また、たとえば市職員分と来客分を分散して配置してもよいでしょうか?	要求水準書p19に記載のとおり、駐車スペースをどうしても事業場所内に納めることができない場合に限り、駐車スペースを確保するために限定して、提案時の協議に応じます。また、市職員分と来客分を分散しての設置は可能ですが、動線等を考慮してください。
52	要求水準書	場内整備	19	2	2	2	(10)		災害時における給水拠点として必要な設備について、どのような設備をお考えかご教示ください。	事業者の提案事項とします。
53	要求水準書	場内整備	19	2	2	2	(10)		「施設の周辺については、必要な箇所にITVカメラ、センサーなどを設置し、侵入者を感知できる設備とすること」について、要求水準書(案)に関する質問回答書No.77において、「事業場所(維持管理・運営範囲)の全体を対象とします」とあります。また、同質問回答書No.79において、浄水場敷地内にて新施設とそれ以外で分界し、フェンスを設置するとあります。以上を考慮しますと、将来にわたり運用する新設施設周辺とそれ以外のエリアで、エリアを分けて警備効果を発揮できる提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書	場内整備	19	2	2	2	(10)		「施設の周辺については、必要な箇所にITVカメラ、センサーなどを設置し、侵入者を感知できる設備とすること」について、現在設置されている設備があれば、流用することが可能と考えられますが、そのような設備があればご教示ください。	No.77の回答をご参照下さい。
55	要求水準書	場内整備	19	2	2	2	(10)		門扉の設置箇所は事業者提案とあり、また、アルミ製自動スライド式扉(施錠付)とし、管理・膜ろ過棟及び車両からの遠隔操作による開閉可能なものとあります。浄水場敷地内にて新施設とそれ以外を分界するフェンスに必要な出入口の門扉については、市への施設引渡し後の維持管理費用の低減も考慮し、アルミ製自動スライド式扉は必要箇所に限る事業者提案とし、使用頻度の低い出入口等はフェンス構造門扉も採用可能と理解しますが、よろしいでしょうか。	事業者の提案事項とします。
56	要求水準書	電気・計装設備	19	2	2	2	(11)	1)	計画の考え方として、「受変電設備は既設を含めたものとして新設してください」との回答ですが、新設受電設備にて一括で受電し、既設受変電設備へ高圧給電する方法で構わないと解釈しますがよろしいでしょうか?(現状、山の田ポンプ所へ送電しているやり方と同様の方法です。)山の田においても既設流用する受変電設備が存在するものと考えます。流用不可の範囲があれば明記ください。	施設完成後は、既設受変電設備は流用しないで下さい。
57	要求水準書	電気・計装設備	19	2	2	2	(11)	2)	非常用電源設備について、使用燃料はA重油以外でも使用可能ですか。例えば軽油等。	ご理解のとおりです。要求水準書も修正します。
58	要求水準書	電気・計装設備	19	2	2	2	(11)	6)	毒物検知は、原水の導水系統ごとに設置するお考えでしょうか?	安定供給へのリスクを考慮して提案して下さい。
59	要求水準書	監視制御設備	20	2	2	2	(11)	7)	内蔵ハードディスクへのデータの保存年限について、帳票項目及びトレンドデータ量が不明なため、必要なハードディスク容量の検討が困難です。また、内蔵ハードディスクには監視制御システムの基本ソフト及びアプリケーションが搭載されるため、膨大な量のデータ蓄積はシステムの安定稼動上、望ましく無いと考えます。データ保存期間について、技術提案書が表2-5を満たしていない場合は入札無効となるのでしょうか。	システムの安定稼動上支障がある場合は、記憶媒体として内蔵ハードディスクにこだわられません。データの利用等ができれば結構です。なお、要求水準の充足については、第1次技術提案書提出後の技術対話の際に質疑応答を行う予定です。
60	要求水準書	別紙9	21	2	2	2	(11)	7)	「既存のテレメーター設備等遠隔監視システムの概要を別紙9に示す」とありますが、これは別紙8の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書	避雷設備	22	2	2	2	(11)	11)	避雷器等の設置を要する箇所とは屋外配電線路及び重要な機器が接続された電路を対象とし、保護レベル等は事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	景観への配慮	24	2	2	2	(15)		景観への配慮に関して、要求水準書(案)に関する質問回答書No.105において、「施工段階において市側から色彩以外の変更を求めることはありません」とありますが、その内容は費用追加を伴わない範囲での色彩変更のみと理解してよろしいでしょうか。また、受託後の設計段階においても、事業者が提案した設計図面に対して、色彩以外の変更(建物形状等の変更)を求められることはないとの理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段については、設計及び建設工事請負契約書(案)第16条に基づく本市の承諾に際し、同条第2項に記載の判断基準により色彩以外の変更を求めることもありえます。
63	要求水準書	管理道路	24	2	2	2	(17)		要求水準書(案)に関する質問回答書No.111において、管理道路整備の回答に「維持管理・運営に支障のない場合でも事業範囲内は整備して下さい」と記載されていますが、「事業範囲内」とは別紙1-1で示すうちの新設対象施設の建設を伴う範囲内との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	仮設施設の電力費	27	2	2	4	(3)	3)	仮設施設の電力費については「本市が支払った料金の実費分は事業者に請求する」とありますが、事業者に請求するのは従量料金のみであり、基本料金は貴市にて負担されるという理解でよろしいでしょうか。	基本料金と従量料金の合計額を電力使用量の割合で按分した額を事業者に請求します。
65	要求水準書	材料および機器	28	2	2	4	(3)	5)	「本工事に使用する機器類及び主要部材等については、経験、技術的信頼度及びアフターサービスの優れた3社以上の機器製造会社を選定し、そのリストの中から1社を選んだ理由書を事前に市側に提出し、承諾を得てから決定すること。」とありますが、どのようなメーカーの機器を選定するかは民間事業者側のノウハウのひとつであり、自由度が高くあるべき部分であると考えます。これらはDBO方式の事業にそぐわない考え方であるため、この点について再考願えませんでしょうか。	機器類及び主要部材等のメーカー選定は事業者に委ねますが、選定理由を理由書として提出して下さい。選定理由に特段の不備がなければ変更を要求することはありません。なお、「3社以上」は「原則3社以上」に修正します。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回 答
				章	項	目	節	細目		
66	要求水準書	引渡性能試験	30	2	2	4	(5)	1)	仮設施設の引渡性能試験の実施時期については、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	予備性能試験、引渡性能試験	30	2	2	3	(5)	1)	試運転について、要求水準書(案)に関する質問回答書No.125では、試運転時に発生する大量のろ過水および排水の返送先は「事業者との協議事項」となっていますが、その放流先の条件によっては仮設費が非常に嵩むこととなります。これらは事業提案とは別の根本的な内容であると思われますので、提案前の段階で市側から可能と思われる排水の返送方法をご指示願います。	試運転時については、山の田浄水場および貯水池で検討しております。
68	要求水準書	仮設施設の維持管理	33	2	3	1	(1)		仮設施設の維持管理について、要求水準書(案)に関する質問回答書No.6をベースに役割及び費用分担を再確認させてください。以下の理解でよろしいでしょうか。 ・貴市所掌…運転管理監視、保守点検(日常点検)、水質管理、消耗品の調達及び管理、薬品の調達及び管理、光熱水燃料等(電力を除く)の調達及び管理、汚泥処理、汚泥運搬及び有効利用、見学対応、清掃、植栽管理、警備、災害、事故及び緊急時対応 ・事業者所掌…保守点検(定期点検)、光熱水燃料等(電力のみ)の管理、運転指導、修繕、膜交換	災害、事故及び緊急時対応については、初動対応のみを本市の範囲とし、復旧作業は事業者で行ってください。その際の費用負担は、原因に応じて、事業者の帰責事由による場合は事業者、それ以外の場合は本市とします。
69	要求水準書	維持管理・運営の基本的考え方	33	2	3	1	(1)		仮設施設の維持管理について質問します。事業者側から適切な運転指導を行う事を前提とした、貴市の運転のオペレーションミスによるリスク(機器の損傷、浄水水質の水質基準値未達等)については、貴市にて負担頂けまう様お願いいたします。	本市にて負担します。
70	要求水準書	維持管理・運営体制の整備	33	2	3	1	(3)		実施方針に関する質問回答書(修正版)に対する質問回答書No.1において事業者側で電気主任技術者を選任することになっておりますが、 ①山の田ポンプ所にて事故が起きた場合は、市側の責任という理解でよろしいですか。 ②既設電気設備の電気事業法に基づく保安点検は市側の範囲という理解でよろしいですか。 ③電力会社の契約が市側となっておりますが、電気主任技術者の管理区域が既設を含めるため電気主任技術者は市からの選任にしていただけませんか。	①ご理解のとおりです。 ②電気主任技術者は事業者で選任して下さい。 ③上記理由により、当該業務は市が事業者に委託しますので、事業者側の範囲とします。要求水準書を修正します。
71	要求水準書	取水量制御	34	2	3	2	(2)	1)	取水源について、取水量を遠隔にて調整できない系統はございますか。要求水準書では、これらは全て浄水場の維持管理開始日までには全て整備するとありますが、今回建設する設備においては流量調節機構等を新たに設けなくともよいとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書	運転管理監視業務	34	2	3	2			本浄水場は貴市の基幹的浄水場の位置づけとなり、また浄水処理の難しい原水と想定されるため、慎重な維持管理・運営体制が必要と考えています。したがって、夜間の急激な原水水質変動に対応するため、また災害・事故・緊急時への対応をとるため、24時間有人運転体制をとる必要があると考えますが、いかがでしょうか。	24時間有人を基本とします。
73	要求水準書	本業務の内容	36	2	3	4	(2)	1)	検査項目の追加、頻度の増加があった場合、維持管理及び運営業務委託契約書(案)P.25(4)その他の調整にて「甲が乙に対して負担すべき追加費用の支払に係る調整(増額)」に該当すると考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書	本業務の実施にあたっての留意事項	37	2	3	6	(2)		「膜エレメント等について適切な予備品を確保しておくこと。」とありますが、品質を確保するため膜エレメント等は工場保管し、緊急時に迅速な出荷ができる体制を整備することと考えますがよろしいでしょうか。	運転管理や修繕等の対応に支障を来さず、速やかな復旧が図れるのであれば、予備品の確保場所は場内に限定しません。
75	要求水準書	清掃業務	39	2	3	12			山の田浄水場の事業場所(維持管理・運営管理)を示す範囲のうち事業場所【別紙1-1】を除く範囲で、貴市が行う管理運営【砂運搬等】作業が及ぼす道路および外構の清掃は、貴市で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙1-2に示す範囲の清掃をお願いします。
76	要求水準書	警備業務	39	2	3	14			「本業務は、本施設(山の田貯水池堤体を含む)における警備業務であり、本施設に第三者が立ち入り浄水施設等に危害が加えられないよう、出入口の施錠や入出場者管理を確実に行う等必要な対策を実施すること。」とあり、その範囲は、【別紙1-2】に示されています。しかしながら、【別紙1-1】の事業場所以外の既設の事務所、倉庫、明治期系列1～5号ろ過池、明治期系列砂倉庫および既設排水施設は保存され、その運用管理は貴市が実施すると理解しております。事業者が直接立ち入ることのない施設の警備を実施するのは、実効性の低下が懸念されることから、今後に残される施設の警備については、大野浄水場既存施設を含め貴市がこれまでどおり実施するという理解でよろしいでしょうか。	別紙1-2に示す範囲の警備をお願いします。
77	要求水準書	警備業務	39	2	3	14			実施方針に関する質問回答書No.77において、現状貴市が実施している警備業務は「浄水場の維持管理業務の一環として行う敷地内の巡回、異常時の通報、門扉の施錠等」とありますが、現状の警備体制(機械警備の有無、施錠方法等)をご教示ください。又、貴市が新施設稼動後も継続して実施する警備業務をご教示ください。	安全上の観点からここでの回答は差し控させていただきます。
78	要求水準書	警備業務	39	2	3	14			警備業務の範囲は、本施設(山の田貯水池を含む)とあります。テロ対策等警備効果を最大限に発揮させるため、警備業務の範囲を浄水機能等を有する施設に限定し、新設対象施設、配水池、山の田送水ポンプ所とすることを検討いただけませんか。	No.76の回答をご参照ください。
79	要求水準書	警備業務	40	2	3	14			ITVカメラ、赤外線センサー等の監視設備を設置し、本施設の全体を24時間監視することとあります。これは全てITVで監視するのではなく、赤外線センサー等画像以外のものを組み合わせて監視しても良いと理解していますがよろしいですか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書	事業場所	別紙1-1						大野浄水場の事業場所のうち、既設急速ろ過池東側の用地は小山状の地形であり、この場所を使用する場合には、大規模な土工が発生します。この場合、①【別紙1-1】事業場所以外で大野浄水場内に残土仮置き場を設置することは可能でしょうか。②緑地や山林を撤去することによる環境影響検討や住民説明は事業者の責任になるのでしょうか。ご教示願います。	①については、協議事項とします。②については、事業者で対応をお願いしますが、住民との交渉や協議に際しては、本市は解決に向けて事業者と協力します。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回 答
				章	項	目	節	細目		
81	要求水準書	事業場所		別紙1-1					大野浄水場に新設施設を設置する場合において、工事中車両のうち大型車両(ダンプトラックや生コン車など)の出入口として、現在の正門以外に適した出入口がないため、工事中期間中は正門を工事中出入口とすることは可能と理解してよろしいでしょうか。	利用可能ですが、通常の浄水処理に影響がないように考慮して下さい。
82	要求水準書	事業場所		別紙1-1					大野浄水場の事業場所は、既存の急速ろ過池、管理棟、沈殿池を挟んで2つに分かれています。この2箇所に施設を新設する場合、両者をつなぐ管理用道路の新設は必要ですか(既存の管理用道路が狭く維持管理に適さないと考えられるため)。必要な場合、【別紙1-1】で示された事業場所以外で、道路新設のための土工および擁壁工事が発生することは問題ないと理解してよろしいでしょうか。	前段については、管理用道路を設置してください。後段については、ご理解のとおりです。
83	要求水準書	事業場所		別紙1-1					大野浄水場に見学対象となる新設構造物を設ける場合、大型バスが既存の管理用道路を通して、現在の管理棟の地盤高さまで進入することが困難な状況です。また、事業用地南側の道路は幅員が狭小であるため大型バスの通行は困難であると考えます。この場合、正門付近に大型バスの駐車場を設置することは可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書	事業場所(維持管理・運営)		別紙1-2					大野浄水場のみに管理機能を設置する場合、山の田浄水場に設置する警備施設は、遠隔監視等により充実した防犯設備が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書	大野浄水場維持管理範囲		別紙1-2					「大野浄水場内は、新施設を設置した場合のみ、新施設設置範囲の維持管理を行うこと」とありますが、維持管理業務はその新施設のみを対象とするという理解でよろしいでしょうか。例えば、大野浄水場配水池には要求水準内容を達成するために、水位計を設置しなくてはなりませんが、その場合の維持管理は、その水位計の運転管理監視、保守点検、修繕のみでよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書	大野浄水場維持管理範囲		別紙1-2					「大野浄水場内は、新施設を設置した場合のみ、新施設設置範囲の維持管理を行うこと」とありますが、大野浄水場に新設しない場合の清掃業務、植栽管理業務、警備業務は市が行うことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書	不使用管		別紙4-1、4-2					第3着水井から大野浄水場方面へφ300×2条の不使用管が記載されていますが、別紙4-2とのつながりが判断できません。ご教示下さい。	別紙4-1及び別紙4-2を統一した図面を閲覧資料として提示することを検討します。
88	要求水準書	柚木導水管		別紙4-1、4-2					別紙4-2の右上に柚木線φ450が記載され、別紙4-1の右上には柚木線φ350×2条が記載されています。φ450からφ350×2条への分岐は管から直接でしょうか。この部分に水槽があるようでしたが、これは関連しますでしょうか。	左記のφ450は吹き出しが間違っています。管口径の凡例を正(φ350)として下さい。要求水準書の添付資料を修正します。また、管路においては、間に量水井があります。No.87の回答もご参照ください。
89	要求水準書	排水管、浄水管		別紙4-2					配水池(No.1)の図面上部左側の配管の色は排水管と読み取れますが、それに接続している管は浄水管となっています。このような理解で宜しいでしょうか。	表示されているφ300mmの管はすべて浄水管です。要求水準書の添付資料を修正します。
90	要求水準書	工事中の配水池の運用		別紙4-2					配水池水位及び配管の接続状況をみると、配水池(No.1)及び配水池(No.3)と配水池(No.2)は各々(No.1とNo.3はセットで)配水を停止することが可能と考えられますが、このような理解で宜しいでしょうか。	各配水池で配水系統が異なるため、個別での停止しかできません。
91	要求水準書	大野浄水場場内配管図		別紙4-2					大野浄水場において、配水池No.1、No.2およびNo.3へ既設の浄水管はダクタイル鋳鉄管(3種)でしょうか。管種およびその規格をご教示ください。	年代から推定するとNo.1、No.2は鋳鉄管だと想定されます。またNo.3は同様にダクタイル鋳鉄管だと想定されます。
92	要求水準書	四条橋取水場の水位		別紙5					水理検討に四条橋取水場のLWLが必要となります。LWLをご教示下さい。	閲覧資料において、参考資料を追加します。
93	要求水準書	01薬注率一覧表		別紙7					H22年1月7日付けで開示された薬注率一覧表の中で、大野浄水場でのPAC使用量の記載がございますが、要求水準書にて開示いただいております資料の中では、その注入点が明記されておりません。フロー上、どの部分に注入されているのか(例えば、水系ごとに注入点を設けているのか、注入率を設定されているのか)などの情報をご教示願います。	注入点は、基本的には混和池の入り口です。ただし、河川水取水時には原水着水井と混和池出口の2ヶ所になります。注入率は設定せず、原水または河川水の濁度変化に合わせて注入量を調整しています。
94	要求水準書	01薬注率一覧表		別紙7					大野浄水場にて、粉末活性炭の注入を必要とする判断基準と注入量の決定方法について、ご教示願います。	活性炭の注入量は、四条橋より取水する際に、臭気強度を測定し、取水量に応じて、下記式により決定しています。 活性炭注入量(L/分)＝(活性炭濃度 ^{※1} (mg/L)×四条橋揚水量(m ³ /時))/3,078 ^{※2} (m ³) ※1 活性炭濃度:約10～22mg/L、※2 混和池、沈殿池の総容量
95	要求水準書	01薬注率一覧表		別紙7					浄水施設の最低処理水量については、要求水準書の別紙7、およびH22年1月7日付けで開示いただいた1日あたりの配水総量の最小値と解釈してよろしいでしょうか。	過去5ヶ年の実績ではご理解のとおりですが、今後異常渇水等が起こる可能性もありますので、当該最小値が将来ともに最小値となるとは限りません。
96	要求水準書	北部水系上水道施設フロー(取水、浄水、送水)		別紙7					今回工事では、山の田浄水場に配水を新設しますが、その配水系統はどのようにすればよろしいでしょうか。既存の山の田浄水場の配水池からは、南北融通、第一市内配水系統、第二市内配水系統、第三市内配水系統の4つに送られています。	今回の事業では浄水池を新設していただきます。その浄水池から山の田、大野の各配水池へ送水してください。
97	要求水準書	02産業廃棄物一覧表		閲覧資料					H22年1月7日付けで開示いただいた閲覧資料の中で、「泥状」と記載された廃棄物の含水率はどのくらいでしょうか。また、汚泥の組成分析を行なっているようでしたら、そのデータを開示願います。	山の田の平均含水率は、H19年度:79.3%、H20年度:83.6%です。また、大野の平均含水率は、H19年度:73.5%、H20年度:86.4%です。汚泥の組成分析はおこなっていません。
98	要求水準書	02産業廃棄物一覧表		閲覧資料					H22年1月7日付けで開示いただいた閲覧資料の中で、大野浄水場の産業廃棄物を「泥水」で処分されている場合がございますが、その理由についてご教示願います。	泥水では処分していません。含水比が高いため、バキューム等でしか搬出できないものを「泥水」と表現しています。
99	要求水準書	04桜木町付近配水管		閲覧資料					閲覧資料の「04桜木町付近配水管」に大野浄水場との記載がありますが、山の田浄水場の誤記との理解で宜しいでしょうか。	山の田浄水場の誤記だと考えます。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回答
				章	項	目	節	細目		
100	要求水準書	試掘結果資料		閲覧資料					試掘結果の試掘③は写真の説明によりますと埋設管φ400と記載されています。一方、閲覧資料の「山の田浄水場場内配管図」によりますとφ200に対応する管ではないかと思われます。φ200とは別にφ400があるということでしょうか。	試掘でφ200がφ400だと判明しました。要求水準書の添付資料を修正します。
101									大野浄水場の排水沈殿池における汚泥の沈降速度はどのくらいでしょうか。測定したデータがございましたら開示願います。	測定実績はありません。
102									現在の大野浄水場急速ろ過池の捨水時間(濁度0.1度以下となるまでの時間)はどのくらいですか。また、その時間は、季節、水温、pHなど水質条件により変更されていますか。	捨水時間は約6分です。変更はしていません。
103	技術評価基準	技術提案書の審査項目及び配点	2	2	2	1	表2-1		維持管理に関する提案の配点が、90点(350点中)となっています。長期間の安定的かつ効率的な維持管理・運営を実施していくことを考えると、配点が少ないと考えます。是非、維持管理・運営の重要性を踏まえ、配点を上げていただけますようお願いいたします。	維持管理・運営の重要性を十分に認識した上での判断ですので、配点は原案のとおりとします。
104	技術評価基準	技術提案書の審査項目及び配点	2	2	2	1	表2-1		浄水処理フローの審査項目の中には、実験を行うことにより、その根拠や妥当性をより具体的に説明できる項目もあると考えられますが、実験を行っていない膜を採用した場合、実験を行っている膜に比べて配点が低いということはないでしょうか？	実施方針に関する質問回答書(修正版)No.8の回答、要求水準書(案)に関する質問回答書No.17の回答をご参照ください。
105	技術評価基準	技術提案書の審査項目及び配点	2,3	2	2	1	表2-1		技術点の配点において、設計及び建設に関する配点がそれぞれ150点、60点と合計で210点もあるのに対し、事業費の内訳でもかなりの部分を占める維持管理に関する配点が90点でしかなく、15年にもわたる最も重要な運営事業の継続性がわずかに20点の配点と異常に低くなっています。事業費や事業の重要性に見合う配点が必要であると考えます。水道局のご判断を説明願います。	No.103の回答をご参照ください。
106	設計及び建設工事請負契約書(案)	請負者の定義	1	1					設計及び建設工事請負契約を締結する請負者(乙)には、維持管理企業を含む落札者の構成員すべてが含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	設計及び建設工事請負契約書(案)	総則	2	3	7				乙が複数企業で構成されながら共同企業体を結成していない場合も、本条文を準用し代表企業を通じて本契約に基づく行為を行うという理解でよろしいでしょうか。または業務分担に基づき各構成員に個別に本契約に基づく行為を行う、との理解でよろしいでしょうか。ご教示をお願いいたします。	前段のご理解のとおりです。
108	設計及び建設工事請負契約書(案)	総則	2	3-2	2,4				第2項ないし第4項については、「佐世保市水道局(甲)」についても同様の規定を定めていただけないでしょうか。	佐世保市工事請負標準約款第1条の2に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
109	設計及び建設工事請負契約書(案)	総則	2	3-2	2				「甲の工事上の事項」はその後に続く「個人情報、工事情報及び業務情報」を総称する概念ということでしょうか。その場合には、「甲の工事上の事項(個人情報、工事情報及び業務情報を総称していう。)」と具体的に下線部をご追記いただけないでしょうか。ご追記いただけない場合には、具体的に定義をお願いできますでしょうか。	「甲の工事上の事項」は、別紙2第1に定義する「工事情報」と同じものです。
110	設計及び建設工事請負契約書(案)	総則	2	3-2	4				「甲の秘密」とは、具体的に定義をお願いできますでしょうか。	甲の秘密とは、別紙2第1に定義する「個人情報」、「工事情報」及び「業務情報」です。
111	設計及び建設工事請負契約書(案)	関連工事の調整	3	9					「甲の発注に係る第三者の施工する他の工事」とは具体的に何か想定されているものはございますでしょうか。具体例を例示していただけないでしょうか。	例えば、山の田6～10号池の調整弁室の移設工事が考えられます。
112	設計及び建設工事請負契約書(案)	管理技術者	4	13					「管理技術者を定め」とありますが、どの企業から管理技術者を選任するかという判断(管理技術者は多大な権限を行使するため代表企業から選任するなど)は事業者にて決定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	設計及び建設工事請負契約書(案)	照査技術者	4	14					「乙は、設計図書の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定めたときは、…甲に通知しなければならない。」となっていますが、設計照査は、建設業法上の工事監理としての照査とは別と考えてよいですか。また、この設計照査者は乙から定めるため、乙の構成員の中から制限なく人選できると考えてよいですか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
114	設計及び建設工事請負契約書(案)	設計業務	4	15					第2項にて「乙は本施設の設計に関する全ての責任を負う。」となっており、また5項では「設計業務の全部を一括して…」とありますが、設計業務の定義がありません。業務要求水準書のP.12表2-2の「新設対象施設の設計」及びP.15の2.2.2の設計業務と考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
115	設計及び建設工事請負契約書(案)	本施設の設計	4	15	2				「本施設の設計に関するすべての責任」とはその範囲が漠然不明確と思われるので、「本施設の設計により甲に生じた損害」等責任の内容を具体化していただけないでしょうか。また、不可抗力による場合や乙が善意無過失の場合にまで責任を負うのは妥当ではありませんので、「乙は、不可抗力による場合及び乙が善意無過失の場合を除き」等の除外規定を設けていただけないでしょうか。さらに、乙の被る損害の範囲を一定範囲に限定するため、損害の範囲を限定していただけないでしょうか。以上に基づき、次の通りご修正いただけないでしょうか(修正箇所は下線部)。「乙は、不可抗力による場合又は乙が善意無過失である場合を除き、本施設の設計により甲に生じた損害を合理的な範囲で負担する。」	DBO事業の趣旨を踏まえ、原文のとおりとします。
116	設計及び建設工事請負契約書(案)	設計図書の提出	5	16	2				「関係法令等」とは定義規定がございませんが、要求水準書1.1.10(1)に列挙されている法令等を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	設計及び建設工事請負契約書(案)	設計図書の提出	5	16	2				「その他不適切な内容を含むと認められる場合」とは、具体的に想定されているものをご教示いただけますでしょうか。	設計図書に誤りが発見された場合や、契約書等に定めのない事項が設計図書に含まれている場合を想定しています。
118	設計及び建設工事請負契約書(案)	設計図書等の著作権	5	17	3				本件を離れておよそ乙が有する著作権法第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を広く一律に行使できないとする趣旨ではなく、不行使の対象は設計図書等に限定する趣旨と理解しておりますが、念のためご確認ください。また、その趣旨を明確にするため、「著作者(甲を除く。)」をして、「」と「著作権法第18条第1項」の間に、「設計図書等について」と挿入していただけないでしょうか。	追記します。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回答
				章	項	目	節	細目		
119	設計及び建設工事請負契約書(案)	監督員の立会い及び工事記録の整備等	8	25	4				正当な理由がなく監督員に請求後7日以内に立ち会いに応じていただけない場合は、その後の事情で工程が厳しくなることも考えられるため、そのこと自体がその後の工程に支障をきたすか否かを問わず、通知により立ち会いなしで施工をみとめていただきたいと存じます。従いまして、「応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、」を「応じないときは、」と変更いただけるよう、お願いいたします。	佐世保市工事請負標準約款第14条第5項に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
120	設計及び建設工事請負契約書(案)	工事用地の確保等	8	26	2				乙が善管注意義務を負う工事用地等は、乙が引渡しを受けた範囲という理解でよろしいでしょうか。その趣旨を明確にするため、本項を次の通りご修正いただけないでしょうか(修正箇所は下線部)。「乙は、 <u>引渡しを受けた工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</u> 」	工事用地等とは、要求水準書別紙1-1に図示した事業場所と同別紙の注に記載した工事用道路、管理道路、外構、配管、電線、給排水管等の設置場所とします。
121	設計及び建設工事請負契約書(案)	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査	9	27	1				意味合いが広がるため、本項第一文に次の通りご追記いただけないでしょうか(追記箇所は下線部)。「乙は、 <u>工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に合理的な範囲で従わなければならない。</u> 」	佐世保市工事請負標準約款第17条に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
122	設計及び建設工事請負契約書(案)	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査	9	27	2				確かに、乙が25条1項及び2項の規定に違反した場合には、乙に帰責性が認められる場合ですが、破壊検査を行う際には、その旨乙に通知していただけないでしょうか。そこで、次の通りご追記いただけないでしょうか(追記部分は下線部)。「…必要があると認められるときは、 <u>その旨を乙に通知して、工事の施工部分を破壊して検査することができる。</u> 」	No.121の回答をご参照ください。
123	設計及び建設工事請負契約書(案)	条件変更等	9	29					本条文によると、「要求水準書等に示されていない既設埋設配管があった場合、これに対する措置に生じた費用については、入札前に物理的に知り得ることが不可能であり事業者の責に帰さない事由と考えられるため市様の負担になる」と考えてよろしいでしょうか。	第29条と第39条の適用関係については、個別の案件ごとに本市と事業者との協議事項とします。
124	設計及び建設工事請負契約書(案)	条件変更等	9	29	1,2				(1)号、(2)号の違いについて、具体的にどのようなことを想定されておりますか。例えば入札公告に記載のない地中埋設物が発見された場合には、(2)号が該当すると思います。	例示されたケースは地中埋設物として要求水準書等で提示した条件との不一致ですので(1)号に該当します。(2)号に該当するものとしては、例えば、周辺住民との交渉により、夜間工事ができなくなった場合などが考えられます。
125	設計及び建設工事請負契約書(案)	工事の中止	10	30	2				27条3項と同様に、次の通りご追記いただけないでしょうか(追記部分は下線部)。「甲は、前項の規定によるほか、 <u>工事を中止させる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由及び工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部または一部の施工を一時中止させることができる。</u> 」	佐世保市工事請負標準約款第20条第2項に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
126	設計及び建設工事請負契約書(案)	甲の請求による履行期間の短縮等	10	32	1				特別の理由とは、具体的にどのような理由が想定されますでしょうか。	著しい過水により、本施設の供用開始を早めることが特に必要な場合等を想定しています。
127	設計及び建設工事請負契約書(案)	甲の請求による履行期間の短縮等	10	32	2				「通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更」を請求することができる特別な理由があるときは具体的なにはどのような場合を想定されているのでしょうか。	No.126の回答をご参照ください。
128	設計及び建設工事請負契約書(案)	甲の請求による履行期間の短縮等	10	32	2				本条項の意味合いをご教示下さい。	No.126の回答をご参照ください。
129	設計及び建設工事請負契約書(案)	履行期間の変更方法	10	33	1				本条は履行期間の変更一般についての手続規定という理解でよろしいでしょうか。その趣旨を明確にするために、本項の冒頭を次の通りご修正いただけないでしょうか(修正箇所は下線部)。「 <u>本契約の他の条項により履行期間を変更する場合においては、甲乙が協議してこれを定める。ただし、…</u> 」	前段についてはご理解のとおりです。後段については、佐世保市工事請負標準約款第23条に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
130	設計及び建設工事請負契約書(案)	賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更	11	35					念のための確認ですが、本条による賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の場合には、34条は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	第34条の規定により甲乙協議となります。
131	設計及び建設工事請負契約書(案)	一般的損害	12	37					「乙がその費用を負担する。」と規定されておりますが、その範囲は民法416条の原則に従うべきと思われますので、「乙がその費用を合理的な範囲内で負担する。」と下線部をご追記いただけないでしょうか。	佐世保市工事請負標準約款第27条に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
132	設計及び建設工事請負契約書(案)	不可抗力による損害	13	39	1				不可抗力の定義として「天災等」となっていますが、「等」の具体的な内容についてご提示お願いいたします。また、第三者による悪意による損害も含まれると考えてよいですか。	No.134の回答をご参照ください。
133	設計及び建設工事請負契約書(案)	不可抗力による損害	13	39	4				「乙から損害による費用の負担の請求があったときは、…請負代金額の100分の1までの額は乙が負担し、請負代金額の100分の1を超える額は甲が負担しなければならない。」となっておりませんが、リスクをコントロールできるものは事業者で支払うべきと思いますが不可抗力事由の場合には事業者帰責ではないため、また、あくまでもDBO方式では公共工事の請負工事として契約されるため100%甲負担ではないでしょうか。	佐世保市工事請負標準約款第29条に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
134	設計及び建設工事請負契約書(案)	不可抗力	13	39	1				条文中で「不可抗力」として定義されている「天災等で甲乙双方の責に帰することができないもの」とは、維持管理及び運営業務委託契約書第2条(12)で定義している不可抗力の定義と内容は同一と理解してよろしいですか。念のためお伺いします。	維持管理及び運営業務委託契約書(案)第2条(12)号記載の定義のうち、「地方公営企業法施行規則…修繕を要する不具合」を除いた内容とします。当該定義を第2条に追加し、この定義の追加に伴い第39条1項を修文します。
135	設計及び建設工事請負契約書(案)	検査及び引渡し	14	41	2				工事完成後に破壊検査を行うにおいては、相当の理由が必要と考えますので、次の通りご追記いただけないでしょうか(追記箇所は下線部)。「この場合において、甲は、 <u>破壊検査を行うべき相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。</u> 」	佐世保市工事請負標準約款第31条に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
136	設計及び建設工事請負契約書(案)	中間検査	14	42	1				中間検査においても、破壊検査を行うにおいては、相当の理由が必要と考えますので、次の通りご追記いただけないでしょうか(追記箇所は下線部)。「この場合において、甲は、 <u>破壊検査を行うべき相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</u> 」	佐世保市工事請負標準約款第32条に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回答
				章	項	目	節	細目		
137	設計及び建設工事請負契約書(案)	請負代金の支払	14	43	3				本項の「前項の期間」とは、43条2項の「請求を受けた日から40日以内」を指しているという理解でよろしいでしょうか。その場合、41条2項の期間内(通知を受けた日から14日以内)に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数を43条2項の「請求を受けた日から40日以内」から控除するということによろしいでしょうか。	前段・後段ともにご理解のとおりです。
138	設計及び建設工事請負契約書(案)	第三者による代理受領	17	49	1				第三者とは、代表企業が否かに問わず、設計ないし建設工事を担当する企業が受領できるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	設計及び建設工事請負契約書(案)	内払	17	48	8				「第45項(前金払)第3項」とあるのは、「第5項」の誤りかと存じます。	ご理解のとおりです。
140	設計及び建設工事請負契約書(案)	甲の解除権	19	53	1				本項では、甲による無催告の解除事由が規定されておりますが、乙の債務不履行等が、一定期間内に治癒され得る場合にまで契約が解除されるのは不合理と思われますので、本文但書として次の通りご追記いただけないでしょうか。	佐世保市工事請負標準約款第44条に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
141	設計及び建設工事請負契約書(案)	甲の解除権	19	53	1	1			本号の「工事又は設計業務に着手すべき期日」については、定義規定がないため定義をお願いいたします。	「第10条に基づき乙が甲に提出する業務工程表(同条第3項に基づく甲の請求により乙が再提出した場合は、当該再提出版)に記載された設計業務及び工事の着手予定日」とする旨を追加します。
142	設計及び建設工事請負契約書(案)	甲の解除権	19	53	2				違約金の支払期限については、合理的な期間としていただきたく存じますので、次の通り下線部をご追記いただけないでしょうか。「…違約金として、甲の指定する合理的な期間内に支払わなければならない。」	No.140の回答をご参照ください。
143	設計及び建設工事請負契約書(案)	甲の解除権	20	53-3	1				「必要があるとき」とは、漠然不明確でありますので、次の通りご修正いただけないでしょうか(修正箇所は下線部)。「…又は前条第1項の規定によるほか、解除を行うべき相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、契約を解除することができる。」	佐世保市工事請負標準約款第45条に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
144	設計及び建設工事請負契約書(案)	賠償の予約	21	56	1				「第53条の2第1項各号のいずれかに該当するとき」とありますが、こちらは同項柱書にもございますとおり、乙が「本契約に関して」同項各号のいずれかに該当するときをいうとの理解でよろしいでしょうか。このような趣旨を明確にするため、本項冒頭の「乙は、」と「第53条の2第1項各号のいずれか」の間に「本契約に関して」とご追記いただけないでしょうか。	佐世保市工事請負標準約款第48条に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
145	設計及び建設工事請負契約書(案)	賠償の予約	21	56	1				賠償金の支払期限については、合理的な期間としていただきたく存じますので、次の通り下線部をご追記いただけないでしょうか。「…賠償金として、本契約による請負代金額の10分の1に相当する額を、甲が指定する合理的な期間内に支払わなければならない。」	No.144の回答をご参照ください。
146	設計及び建設工事請負契約書(案)	賠償金等の徴収	21	58	2				「遅延日数」とは、前項による相殺日の翌日から起算するという理解でよろしいでしょうか。前項に規定する遅延利息金と重複するようにも読めるため、「遅延日数につき」を「前項による相殺日の翌日から支払日まで」と書き換えていただけますよう、お願いいたします。	佐世保市工事請負標準約款第50条に規定された、本市が締結する契約では一般的な条項ですので、原文のとおりとします。
147	設計及び建設工事請負契約書(案)	租税の負担	22	61					請負代金に係る消費税及び地方税は甲が負担することになりますので、念のため次の通りご追記いただけないでしょうか(追記箇所は下線部)。「乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に関連して生じる租税のすべてを負担する。」	消費税及び地方消費税を本市が負担することは、第61条後段に明記してありますので、原文のとおりとします。
148	設計及び建設工事請負契約書(案)	秘密保持	22	62	2	3			本号では秘密情報から除外される情報として「第三者から正当に入手した情報」と規定されておりますが、基本協定書11条では「相手方の秘密を知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したもの」と規定されており、基本協定書の文言が一般的かと存じますので、こちらと平仄を合わせていただけないでしょうか。	修正します。
149	設計及び建設工事請負契約書(案)	本契約の変更	23	65					「65条」とあるのは「64条」の誤りかと存じます。本条以下の条文も同様です。	ご理解のとおりです。
150	設計及び建設工事請負契約書(案)	業務上及び技術上に係る情報	25	別紙2	第1				「業務上及び技術上に係る情報」とは具体的にどのような情報を指すのでしょうか。規定が曖昧不明確なため制約範囲が広くなりすぎるようにも思われますので、詳細に定義するか又は具体例を上げて規定していただけないでしょうか。	「甲の保有する水道施設及びその維持管理・運営に関する情報を含み、かつそれに限らない」旨を追加します。
151	設計及び建設工事請負契約書(案)	業務上及び技術上に係る情報	29	別紙3	(1)				「業務上及び技術上に係る情報」とは具体的にどのような情報を指すのでしょうか。規定が曖昧不明確なため制約範囲が広くなりすぎるようにも思われますので、詳細に定義するか又は具体例を上げて規定していただけないでしょうか。	No.150の回答をご参照ください。
152	設計及び建設工事請負契約(案)	保険(第57条関連)	31	別紙4					別紙4で付保を求められている保険について、記載事項以外の各保険条件については提案者に任せられているという理解でよろしいでしょうか。念のためお伺いします。	別紙4(2)に記載のとおりです。
153	設計及び建設工事請負契約書(案)	署名欄		頭書					設計及び建設工事請負契約書(案)において、①請負者は連名で契約するとのことによいですか。②契約締結後、請負者の構成員の一部が共同企業体を結成し、業務を行うことは、建設業法上に抵触しないとの理解でよろしいですか。③乙の中に建設業法上建設業に携わる資格のない構成員(例えば維持管理企業)がいても、建設業法上に抵触しないとの理解でよろしいですか。	①:ご理解のとおりです。②、③:実施する工事に応じた建設業法の許可が必要です。
154	維持管理及び運営業務に関する基本契約書(案)	誓約	3	7	1	4			本号但書では、甲は、その指定した方法による侵害排除及び危険防止の手段の結果について何ら責任を負わないとされておりますが、甲による方法の指定に故意又は重過失が認められる場合にまで免責されるのは妥当ではありませんので、「出資会社及びSPCに対し、」と「何らその責任を負わない。」の間に、「甲の故意又は重大なる過失による場合を除き、」とご追記いただけないでしょうか。	ご指摘の趣旨は、現在の条文「甲が合理的に指定した方法により」に含意されていると考えますので、原文のとおりとします。
155	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	総則	2	3-2	2,4				第2項ないし第4項については、「佐世保市水道局(甲)」についても同様の規定を定めていただけないでしょうか。	佐世保市測量・調査設計等業務委託標準約款第1条の2に規定された、本市が締結する契約では一般的な規定ですので、原文のとおりとします。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回 答
				章	項	目	節	細目		
156	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	総則	2	3-2	2				「甲の業務上及び技術上に係る事項」はその後に続く「個人情報及び業務情報」を総称する概念ということでよろしいでしょうか。その場合には、「甲の業務上及び技術上に係る事項(個人情報及び業務情報を総称していう。)」と具体的に下線部をご追記いただけないでしょうか。ご追記いただけない場合には、具体的に定義をお願いできますでしょうか。	「甲の業務上及び技術上に係る事項」は、別紙1第1に定義する「業務情報」と同じものです。
157	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	総則	2	3-2	4				「甲の秘密」とは、何を指すかが不明ですので、具体的に定義していただけないでしょうか。	甲の秘密とは、別紙1第1に定義する「個人情報」と「業務情報」です。
158	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	履行保証保険	3	10	1	(5)			ご承知のように保険会社は、そもそも維持管理運営に係る履行保証保険の引き受けには消極的ですが、万一引き受けてもらえる場合でも、通常、1年毎の契約更新が前提となります。締結する履行保証保険契約は1年毎の契約更新でもよろしいでしょうか。	第10条に規定する内容が満たされれば結構です。
159	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	契約の保証	3	10	1	(5)			履行保証保険にて契約保証金を免除できることになっておりますが、維持管理・運営期間15年間での履行保証保険には国内・海外含め取り扱えない市場となっております。1年毎に保険付保とし、当該年度の前年度末までに履行保証保険を締結し、保険証券を甲に寄託させてもよろしいでしょうか。	No.158の回答をご参照ください。
160	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	関係者協議会	4	12	1				乙はSPCのみであるため、事業の性質上、構成員も参加できるようにしていただけないでしょうか。	第12条第2項を修文します。
161	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	再委託の禁止	4	14					「本業務の主たる部分を第三者に委託し、又は請負させてはならない。」とありますが、①SPCと維持管理企業との間の業務委託はこれに含まれないものと考えます。②主たる部分とは2.3.2 運転管理監視業務と考えてよいですか。	①については、第2条の第三者の定義に基づき、ご理解のとおりです。②については、汚泥運搬又は汚泥有効利用業務、清掃業務、植栽管理業務及び警備業務を除く業務とします。
162	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	維持管理及び運営マニュアルの提出	5	17	2				「関係法令等」とは定義規定がございませんが、要求水準書1.1.10(1)に列挙されている法令等を指すという理解でよろしいでしょうか。以下、18条3項、19条4項、23条において同様です。	ご理解のとおりです。
163	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	本施設の維持管理及び運営	6	20	7				「計画外の修繕を行おうとすると、又は委託されたときは、甲に対し速やかに修繕計画書を提出し、甲の承諾を得なければならない。」となっておりますが、故障等で緊急的に応急処置をしないと業務要求水準を守れない事態となった場合は甲に通知した上で修繕計画書提出前に応急処置しても良いですか。もし、応急処置してはいけないのであれば、業務委託料の減額の対象から除外をお願いします。	緊急的な応急処置は、本条第5項～8項に規定する修繕ではなく、保守点検業務の範疇に含まれるものとご理解ください。このため、修繕計画書提出前の応急処置は可能です。
164	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	甲への損害賠償	7	26					乙の賠償範囲は民法416条の原則に従うべきと思われますので、「…それによって生じた甲の損害を合理的な範囲内で甲に賠償する。」と下線部をご追記いただけないでしょうか。	本業務は、水道法の第三者委託により法的責任を含めた技術上の業務を一括して乙に委託するもので、また、本条でいう損害はその起因事由と範囲を限定しています。本条で指定する乙が賠償すべき範囲は、原文でも十分に合理的と考えますので、原文のとおりとします。
165	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	第三者へ及ぼした影響	7	27	1				26条と同様に「…乙はその損害を合理的な範囲内で賠償する。」と下線部をご追記いただけないでしょうか。	No.164の回答をご参照ください。
166	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	第三者へ及ぼした影響	8	27	2				前項にて賠償範囲を合理的な範囲内とご修正いただいた場合には、甲による求償の範囲も合理的な範囲内になるかと存じますので、「…その賠償に伴い発生した費用を合理的な範囲内で求償することができる。」と下線部をご追記いただけないでしょうか。	No.164の回答をご参照ください。
167	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	緊急時の措置	8	28	6				乙の賠償範囲は民法416条の原則に従うべきと思われますので、「…乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は乙が合理的な範囲内でこれを負担し、…」と下線部をご追記いただけないでしょうか。	No.164の回答をご参照ください。
168	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	水量及び水質の異常に対する措置	8	29	2				水質異常に対する措置について、乙に著しい経済的不利益を与える等の不合理な協力までは要求され得ないことを明確にするため、「…乙は、合理的な範囲内で最大限の誠意と努力をもって甲に協力しなければならない。」と下線部をご追記いただけないでしょうか。	本業務は、水道法の第三者委託により法的責任を含めた技術上の業務を一括して乙に委託するものです。本項に定めるような緊急事態は本来生じてはならないことであり、事業者には最大限の協力をお願いすることになりますので、原文のとおりとします。
169	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	業務委託費	8	30					実施方針(変更版)に対する質問回答No.23の回答にて「修繕費が当初計画の額を下回った場合も含め、事業者の運営努力を考慮し、維持管理期間の最終年度に精算したいと考えております。」となっておりますが、当初計画の額を上回った場合も最終年度に精算できると考えますが良いですか。別紙5の2 調整費の「基本維持管理費に加算し、又は控除する。」に該当することになるのでしょうか。また、事業者の運営努力を考慮した場合はインセンティブとして修繕費の当初計画額のうち下回った部分の全額を精算しないものと考えてよいですか。その基準を明示をお願いいたします。	前段については、維持管理及び運営業務委託契約書(案)第20条第8項に基づく方法により個別の案件ごとに対応します。後段については、同第30条第3項及び第4項に基づく甲乙協議により精算額を決定します。
170	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	保険	9	31					貴市は、本施設・本事業にかかる施設損害、賠償損害につき、共済・保険等に加入する予定はありますか。もし、加入予定であれば、その共済・保険等の概要(補償条件、求償権行使の状況等)をご教示ください。	建物総合損害共済(社団法人全国市有物物件災害共済会)に加入する予定です。
171	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	保険	9	31					万一、事業者の責めに帰すべき事由により貴市の所有する本件施設等を損傷させた場合は、まず貴市が付保されている共済・保険等により損失を補償し、なお不足する損害・増加費用につき事業者に対して損害賠償請求を行うという考え方でよろしいでしょうか。	乙の帰責事由による損害は、まず乙が付保する保険により填補し、不足する分は乙に損害賠償を請求します。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回 答
				章	項	目	節	細目		
172	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	保険	9	31					事業者の加入すべき保険についてご指示いただいております。賠償責任保険の加入を予定しております。一方、施設は建設工事後市に引渡しをいたしますので、浄水場の所有権は市にあります。市としては施設に対し保険(火災保険・動産保険等)を付保するのでしょうか。また保険を付保される場合は、その内容をご教示願います。	No.170の回答をご参照ください。
173	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	不可抗力	9	32					不可抗力については「実施方針17ページ【別紙1】リスク分担表」に「戦争、風水害、地震他、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等」とリスクの内容が記されていますが、その他に市が想定される不可抗力の定義と具体例がございましたらお示し願います。また、第3項の「合理的な追加費用」についても具体例がございましたらお示し願います。	第2条(12)号の定義をご参照ください。
174	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	不可抗力	9	32					火災保険は、所有権が貴市であるため、事業者側ではかけられません。従って火災保険等は貴市で加入し、それによるてん補以外の部分について、事業者が1%負担することによいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業者の責めに帰すべき事由による場合については、No.171の回答をご参照ください。
175	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	甲による本契約の終了	10	34	1	2			「甲が満足すべき合理的な説明がないとき」とされており、合理的な説明があれば甲の満足を得られると思われ、他にもあまり例をみない規定ですので、「甲が満足すべき」の部分は削除いただけないでしょうか。	削除します。
176	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	甲による本契約の終了	10	34	2				本項に基づく違約金は額が膨大となることが予想されますので、本契約の終了については「合理的な」判断をその要件としていただけないでしょうか。また、その支払期限については他の規定と同様甲の指定する「合理的な」期間内の支払としていただけないでしょうか。以上を踏まえて、次の通りご追記いただけないでしょうか(追記箇所は下線部)。「甲は、前項各号の事由により本業務自体を継続させ得ないと合理的に判断したときには、本契約を終了することができる。この場合、乙は、…により算出した額を違約金として、甲の指定する合理的な期間内に甲に支払い、甲は、…」	前段については、第34条第1項各号に定める事由が明白であれば、本市が契約を解除する事由としては十分に合理的と考えますので、原文のとおりとします。後段については、追記します。
177	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	甲による本契約の終了	10	34	3				本項も乙との協議があるとはいえ、「甲が本業務自体を継続させ得ないと判断したときは」とされており、甲の判断の合理性をその要件とするために、次の通りご追記いただけないでしょうか(追記箇所は下線部)。「甲が本業務自体を継続させ得ないと合理的に判断したときは」	水道事業管理者としての責任と権限は本市にあり、乙との協議を経た後の最終判断は本市の専決事項と考えますので、原文のとおりとします。
178	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	租税の負担	11	37					業務委託料に係る消費税及び地方税は甲が負担することになりますので、念のため次の通りご追記いただけないでしょうか(追記箇所は下線部)。「乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に関連して生じる租税のすべてを負担する。」	消費税及び地方消費税を本市が負担することは、第37条後段に明記してありますので、原文のとおりとします。
179	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	秘密保持	11	38	2	3			本号では秘密情報から除外される情報として「第三者から正当に入手した情報」と規定されていますが、基本協定書11条では「相手方の秘密を知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したもの」と規定されており、基本協定書の文言が一般的かと存じますので、こちらと平仄を合わせていただけないでしょうか。	双方の条文の含意に誤解や不一致の余地はないと考えますので、原文のとおりとします。
180	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	著作権	12	40	3				本件を離れておおよそが有する著作権法第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を広く一律に行使できないとする趣旨ではなく、不行使の対象は成果物に限定する趣旨と理解しておりますが、念のためご確認ください。また、その趣旨を明確にするため、「著作者(甲を除く。)」をして、「と」著作権法第18条第1項の間に、「成果物について」と挿入していただけないでしょうか。	追記します。
181	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	準拠法及び裁判管轄	12	42	2				本項と3条8項が重複していると思われますので、ご修正のほどよろしくお願いたします。	第42条を削除します。
182	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	業務上及び技術上に係わる情報	13	別紙1	第1				「業務上及び技術上に係わる情報」とは具体的にどのような情報を指すのでしょうか。規定が曖昧不明確なため制約範囲が広くなりすぎるようにも思われますので、詳細に定義するか又は具体例を上げて規定していただけないでしょうか。	「甲の業務上及び技術上に係わる情報」は、別紙1第1に定義する「業務情報」と同じものです。
183	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	業務上及び技術上に係わる情報	17	別紙2	(1)				「業務上及び技術上に係わる情報」とは具体的にどのような情報を指すのでしょうか。規定が曖昧不明確なため制約範囲が広くなりすぎるようにも思われますので、詳細に定義するか又は具体例を上げて規定していただけないでしょうか。	No.182の回答をご参照ください。
184	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	業務範囲	19	別紙3	ア				「ア 運転管理」については、要求水準書2.3.2と平仄を合わせ、「ア 運転管理監視」とすべきではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	財務状況の確認	21	別紙4	(2)				会社法では会計監査人及び監査役について、設置することができるとなっております。会計監査人及び監査役は設置義務ではありませんので、SPCにて会計監査人及び監査役を「当該事業年度に係る計算書類…会計監査人及び監査役を設置した場合はそれぞれの監査を受けたものを甲に提出しなければならない。」のように変更お願いたします。	SPCには監査役及び会計監査人の双方を設置してください。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回 答
				章	項	目	節	細目		
186	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	薬品費	22	別紙5	1	(1)			薬品費(薬品使用量)は、実際に浄水処理する水量によって大きく異なります。現状の入札説明書等によれば、事業者は計画浄水量50,600m³/日を処理するための薬品費をもって入札価格を決定します。しかし実態の浄水量は、50,600m³/日が365日継続することは考えにくく、要求水準書別紙7より5か年の平均配水量42,600m³/日程度から考えると平均浄水量は44,800m³/日程度になることが予想されます。そうなりますと結果として、貴市は15年間にわたり必要以上の薬品費用を実質負担することとなり財政面で無駄が生じます。そこで、薬品費の支払方法として以下の提案を申し上げますので、ご検討賜ります様よろしく願います。 基本維持管理費中の薬品費は変動費用として取り扱い、以下の式に基づく実際の浄水量の変動見合いにより事業者へ支払うものとする。尚、入札時における入札価格決定に係る浄水量は44,800m³/日とする。 薬品費＝基準単価×(実際の浄水量÷平均浄水量) 薬品費…事業者へ支払う対価 基準単価…平均浄水量を浄水処理するために必要な薬品費用 平均浄水量…44,800m³/日	維持管理・運営期間中の平均浄水量は、閲覧資料に基づき事業者で想定してください。
187	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	電気料金	22	別紙5	1	(1)			上記の薬品費と同様に、動力費も実際の浄水量により変動しますので、支払方法として以下に同様の提案を申し上げます。ご検討賜ります様よろしく願います。 基本維持管理費中の動力費は変動費用として取り扱い、以下の式に基づく浄水量の変動見合いにより支払うものとする。尚、入札時における入札価格決定に係る浄水量は44,800m³/日とする。 動力費＝固定費＋基準単価×(実際の浄水量÷平均浄水量) 動力費…事業者へ支払う対価 固定費…浄水量の変動に影響されない費用(建築電気設備に関わる動力費) 基準単価…平均浄水量を浄水処理するために必要な動力費 平均浄水量…44,800m³/日	No.186の回答をご参照ください。
188	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	電気料金	22	別紙5	1	(1)			電気料金のうち、「本施設の運転に必要なものは動力費」とし、「本施設の運転に必要なものは光熱水費」とすると読み取れます。本施設の運転に必要なものとは具体的に何が相当しますでしょうか。(基本的に電気料金は全て本施設の運転に必要なものと考えています。)	例えば、膜ろ過・管理棟の居住部分や屋外照明等に必要な電気料金(低圧電力分など)が相当します。
189	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	修繕費	22	別紙5	1	(1)			材料費は修繕に要する諸材料費と記載されていますが、材料費を修繕費に含めてもよろしいでしょうか。	修繕に要する諸材料費は、修繕費とは分けて材料費として計上してください。
190	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	修繕費	22	別紙5	1	(1)			修繕費の備考に「当該保守点検又は補修をグループ構成員に委託する場合の当該委託費用とする。グループ構成員以外に委託する場合は、委託費とする。」とありますが、これはSPCからの委託先としての理解でよろしいでしょうか。すなわち、SPCから污泥処分を維持管理企業へ発注し、維持管理企業から污泥処分業者へ発注した場合は、SPCからグループ構成員へ污泥処分を委託することになるので修繕費となる、という理解でよいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、委託費として計上してください。委託費の備考欄は削除します。
191	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	算定方法	22	別紙5	1	(2)			「毎月の支払額は、当該事業年度の支払額を12等分した額を基本とする。」とありますが、これは月報による確認によって年間の業務委託料の出来高で支払うと解釈してよいですか。 ①年間での修繕等は月をまたぐことが想定され、月報ではその一部を報告することになりますが、それに対して対価を支払われるのであって、修繕等業務が終わっていなくても、支払いは行われると解釈しています。 ②業務の効率化の観点からも請求書の提出は毎月ではなく、四半期、或いは半年毎にしていだけませんか。	①については修繕等業務完了後の支払いとなります。②については事業者との協議に応じます。
192	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	保険(第31条関連)	28	別紙6					別紙6で付保を求められている保険について、記載事項以外の各保険条件については提案者に任せられているという理解でよろしいでしょうか。念のためお伺いします。	ご理解のとおりです。別紙6「2 その他」をご参照ください。
193	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	不可抗力(第32条関連)	29	別紙7					「当該事業年度の維持管理運営費の100分の1に至るまで」(項番1、2共通)とは、「当該事業年度の累計額」と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。No.195の回答もご参照ください。
194	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	不可抗力(第32条関連)	29	別紙7					項番3にいう「甲に費用負担又は損害が生じた場合」には、「不可抗力に起因した貴市が所有する本施設の損害」も含まれるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
195	維持管理及び運営業務委託契約書(案)	不可抗力	29	別紙7					一事業年度中に数次にわたる不可抗力により、費用及び損害が累積した場合の規定及び不可抗力が複数事業年度にまたがって発生した場合にも同様の処理がなされるものと思いますが、規定がございませんので、ご追記いただけないでしょうか。	追記します。

入札説明書等に関する質問回答書(参加資格関係以外)

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所					内 容	回答
				章	項	目	節	細目		
196	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	不可抗力	29	別 紙7					「履行期間中に不可抗力が生じた場合、・・・当該事業年度の維持管理運営費の100分の1に至るまでは乙が負担し、これを超える額については、甲が負担するものとする。」となっておりますが、リスクをコントロールできるものは事業者で支払うべきと思いますが不可抗力事由の場合には事業者帰責ではないため、また、あくまでもDBO方式では業務委託として契約されるため100%甲負担ではないでしょうか。また、不可抗力に含まれる具体的なものについて、提示をお願いいたします。また、第三者による悪意による損害も含まれると考えてよいですか。	前段については、第32条3項では費用負担等を甲乙協議することとしており、別紙7が一律に適用されるものではありません。不可抗力の内容に応じて柔軟に運用する意図ですので、原文のとおりとします。中段・後段については、第2条12号に示す不可抗力の定義をご参照ください。
197	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	違約金(第10条、第 34条関連)	31	別 紙9	1				基本維持管理費は別紙5(22頁)から年間金額と理解していますので、「当該年度分違約金＝基本維持管理費×残月数×10÷100」は、「当該年度分違約金＝基本維持管理費÷12×残月数×10÷100」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	電気料金	32	別 紙10	(1)	ア			EF _N の電気料金は、基本料金を含まない従量使用料という理解でよろしいでしょうか。	基本料金と従量料金の合計額です。
199	維持管理及び運営 業務委託契約書 (案)	下水道料金	32	別 紙10	(1)	ア			SF _N の下水道使用料は、基本料金を含まない従量使用料金という理解でよろしいでしょうか。	基本使用料と従量使用料の合計額です。